

事務連絡
平成23年4月19日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）御中

厚生労働省保険局調査課

東日本大震災及び長野県北部の地震の被災地域における
保険者の国民健康保険毎月事業状況報告書（事業月報）及び
国民健康保険退職者医療毎月事業状況報告書（退職者医療事業月報）の取扱いについて

国民健康保険毎月事業状況報告書（事業月報）及び国民健康保険退職者医療毎月事業状況報告書（退職者医療事業月報）（以下「月報」という。）については、昭和59年10月1日保発第93号、昭和60年4月30日保発第46号及び平成20年3月31日保調発第0331001号により取扱いを示しているところであるが、東日本大震災及び長野県北部の地震に伴い、月報の取扱いを下記のとおりとするので、貴管内保険者に対して周知方お願いしたい。

記

1. 保険者の報告について

月報については、毎月の事業状況を翌月20日までに都道府県あてに報告することとされているが、各保険者における月報の報告は以下のとおりとする。

（1）東日本大震災及び長野県北部の地震の被災地域における保険者（以下「被災保険者」という。）における平成23年2月（平成23年3月20日締切分）以前の月報被災保険者のうち、以下に該当する者については都道府県に提出できない理由を報告することにより、報告を遅延して差し支えないものとする。

- ① データを消失して報告できない場合
- ② 避難している等により報告することができない場合
- ③ その他特別な事情がある場合

また、①に該当するなどにより、今後も提出することが困難と考えられる場合は、その旨合わせて都道府県に報告すること。

(2) 被災保険者における平成23年3月（4月20日締切分）以降の月報

被災保険者のうち月報の提出が困難な者にあつては、当分の間、月報の報告を猶予するので、その旨都道府県に報告すること。提出が困難でない保険者においては、可能な範囲で都道府県あてに報告すること。

なお、A表及びE表については、報告時点で把握可能な状況を報告すればよく、提出後に遡及して訂正する必要はない。

(3) 被災保険者でない保険者の月報

原則として、通常どおり都道府県あてに報告すること。震災の影響により提出が遅延する場合又は提出困難な場合は、その旨都道府県あてに報告すること。

2. 都道府県の報告について

都道府県においては、提出困難である旨報告を受けた保険者分を除いた事業状況を厚生労働省保険局あてに報告すること。また、提出困難等の報告を受けた保険者名（理由について報告を受けた場合はその理由を含む。）を合わせて報告すること。

【問合せ先】

厚生労働省保険局調査課
数理第二係 長谷川、伊波
TEL 03-5253-1111（内線 3297）
E-mail kokuke@mhlw.go.jp